

南城市小規模事業者制度資金利子補給金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、市内小規模事業者の経営基盤の強化を目的として、予算の範囲内において南城市小規模事業者制度資金利子補給金（以下「利子補給金」という。）を交付することについて、南城市補助金等交付規則（平成18年南城市規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(交付対象資金)

第2条 利子補給金の交付対象となる制度資金（以下「交付対象資金」という。）は、次の資金とする。ただし、交付対象資金を複数利用した場合は、いずれか一つの資金とする。

- (1) 沖縄振興開発金融公庫 小規模事業者経営改善資金
- (2) 沖縄県 小規模企業対策資金（一般貸付）
- (3) 沖縄県 小規模企業対策資金（特別小口貸付）

(交付対象事業者)

第3条 利子補給金の交付対象事業者（以下「交付対象事業者」という。）は、次の各号のいずれの要件も満たす小規模事業者とする。

- (1) 南城市商工会の推薦かつ斡旋により、前条に定める交付対象資金を受けた商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に規定する小規模事業者であること。
- (2) 納期限の到来した市町村民税を完納していること。
- (3) 交付対象資金のいずれか一つの資金で利子補給金の交付を受けた最終の利子返済日から2年を経過し、新たに金銭消費貸借契約を締結していること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有しない者であること。

(利子補給金の額)

第4条 利子補給金の交付金額は、交付対象事業者が現に支払った交付対象資金に係る約定利子（延滞利子を除く。）の合計額の2分の1以内とし、算出した額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を予算の範囲内で交付する。ただし、交付金額の上限は10万円とする。

(交付対象期間)

第5条 利子補給金の交付の対象となる期間は、約定利子の支払いの1回目から12回目までの期間（以下「交付対象期間」という。）とする。

(交付申請)

第6条 利子補給金の交付を受けようとする交付対象事業者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を南城市商工会を經由して市長に提出しなければならない。

- (1) 南城市小規模事業者制度資金利子補給金交付申請書（様式第1号）
- (2) 金融機関が発行した利息支払証明書
- (3) 貸付返済予定表の写し
- (4) 市町村民税納税証明書
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(交付の制限)

第7条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利子補給金を交付しない。

- (1) 交付対象資金の償還を延滞した場合等で、期限の利益を喪失したとき。
- (2) 第5条で定める交付対象期間において、約定利子の未払いがあるとき。
- (3) 前条で定める利子補給金の交付申請時において、事業所が廃止又は市外へ移転していたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が交付することが適当でないと認めるとき。

(交付決定の通知)

第8条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付を決定したとき、又は、交付しないことを決定したときは、南城市小規模事業者制度資金利子補給金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(利子補給金の請求)

第9条 前条による利子補給金交付決定通知を受けた者（以下「受給者」という。）は、速やかに南城市小規模事業者制度資金利子補給金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(利子補給金の交付)

第10条 市長は、前条による利子補給交付請求書に基づき、支払請求を受けた日か

ら30日以内に、利子補給金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第11条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、利子補給金の交付の決定を取り消すことができる。この場合において、既に交付した利子補給金があるときは、その全部又は一部に相当する額について期限を定め、返還させることができる。

- (1) 詐欺その他不正の行為により利子補給金の交付の決定を受け、又は利子補給金の交付を受けたとき。
- (2) この告示に反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が交付することが適当でないと認めるとき。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成29年10月1日から施行する。
- 2 この告示の規定は、この告示施行の日以後に金銭消費貸借契約が締結された融資から適用する。

年 月 日

南城市長 殿

郵便番号：

住所又は所在地：

事業所名：

代表者役職・氏名：

㊟

電話番号：

南城市小規模事業者制度資金利子補給金交付申請書

南城市小規模事業者制度資金利子補給金交付要綱第6条の規定により、次のとおり利子補給金の交付を申請します。なお、利子補給金の交付に関し必要な事項について、金融機関に報告を求め、又は納付の状況について調査することに同意します。

記

1 資金の種類	<input type="checkbox"/> 沖縄振興開発金融公庫 小規模事業者経営改善資金 <input type="checkbox"/> 沖縄県 小規模企業対策資金(一般貸付) <input type="checkbox"/> 沖縄県 小規模企業対策資金(特別小口貸付)
2 借入金額	円
3 融資実行日	年 月 日
4 利子補給金対象期間	(第 回目) 年 月 ~ (第 回目) 年 月
5 上記期間内の支払利子額	円
6 利子補給金申請額	上記5の支払利子額×1/2 (百円未満切捨て) 円
7 添付書類	(1) 金融機関が発行した利息支払証明書 (2) 貸付返済予定表の写し (3) 市町村民税納税証明書

様式第 2 号 (第 8 条関係)

南城市指令第 号
年 月 日

住所又は所在地：

事業所名：

代表者役職・氏名： 様

南城市長

印

南城市小規模事業者制度資金利子補給金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました南城市小規模事業者制度資金利子補給金について、南城市小規模事業者制度資金利子補給金交付要綱第 8 条の規定により、次のとおり決定しましたので通知いたします。

記

決定

1. 交付決定金額 円

却下

却下の理由

年 月 日

南城市長 殿

郵便番号：

住所又は所在地：

事業所名：

代表者役職・氏名：

⑩

電話番号：

南城市小規模事業者制度資金利子補給金交付請求書

年 月 日付け南城市指令第 号で通知のありました南城市小規模事業者制度資金利子補給金について、南城市小規模事業者制度資金利子補給金交付要綱第9条の規定により、下記金額の交付を請求します。

記

利子補給金請求額		円
----------	--	---

(振込先)

金融機関名	銀行 農業協同組合 信用金庫	本店 支店 出張所
預金項目	普通 ・ 当座	
口座番号		
口座名義	フリガナ	
添付書類	振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号および預金の名義(カタカナ)が記載された当該口座の預金通帳のページのコピー。	